

札幌保健医療大学保健医療学部履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、札幌保健医療大学学則（以下「学則」という。）第32条の規定に基づき、授業科目（以下「科目」という。）の履修方法などに関して必要な事項を定めるものとする。

(科目及び単位数)

第2条 保健医療学部（以下「本学部」という。）における科目は、学則第22条に規定する「基礎教育科目」、「専門基礎科目」及び「専門科目」とする。それぞれの科目の単位数、必修・選択科目については、学則別表1及び別表3のとおりとする。

(卒業に必要な単位数)

第3条 本学部において卒業に必要な単位数は、次表のとおりとする。

(1) 看護学科

科目区分	必修単位	選択単位
基礎教育科目	15 単位	9 単位以上
専門基礎科目	24 単位	3 単位以上
専門科目	73 単位	5 単位以上 ※選択必修1 単位含む
卒業に必要な単位数	112 単位	17 単位以上

(2) 栄養学科

科目区分	必修単位	選択単位
基礎教育科目	17 単位	9 単位以上
専門基礎科目	40 単位	4 単位以上
専門科目	49 単位	7 単位以上 ※選択必修1 単位含む
卒業に必要な単位数	106 単位	20 単位以上

2 栄養教諭一種免許取得に必要となる学則別表4に掲げる科目の単位数は、卒業に必要な単位数には含まないものとする。

(授業期間)

第4条 毎学年の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め35週以上とする。

(授業方法)

第5条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらを併用して行うものとする。

2 授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより多様なメディアを高度に利用して当該授業を行う教室等以外の場所で行うことができる。

(履修登録の方法及び登録時期)

第6条 履修する科目は、指定された期間に所定の様式にて履修登録をしなければならない。

2 後期のみ授業科目についても、原則として、学年初めの指定された期間に登録するものとする。

3 前項に関わらず、次の者については、後期の指定された期間に履修登録することができる。

(1) 前期に休学し、後期に復学する者

(2) 学則第 36 条により留学した者で、後期に本学における履修を再開する者

(3) 前期末で卒業を目指した者が、学則第 42 条の規定を満たすことができずに、後期に履修する者

4 履修登録の訂正は、各期確認訂正期間に限り認めるものとする。

(休学及び退学による履修登録の取扱い)

第 7 条 履修登録後の各学期途中で休学又は退学した場合は、その開講学期に履修登録したすべての科目を評定不能の取扱いとする。

(科目の履修制限)

第 8 条 次に該当する場合、その科目の履修を認めない。

(1) 既に単位を修得した科目

(2) 授業時間が重複する科目

(3) 休学中の場合

(4) 在籍する学年より上級学年に配当されている科目

(5) 学費未納の場合

(履修登録単位数の上限)

第 9 条 学則第 23 条第 2 項の規定に基づく卒業の要件として修得すべき単位数について、1 年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を看護学科は 45 単位、栄養学科は 48 単位とする。ただし、編入学をした者については、この限りではない。

2 栄養教諭一種免許取得に必要となる学則別表 4 に掲げる科目の単位数は、第 1 項の履修登録単位数の上限、栄養学科の 48 単位には含まないものとする。

3 再履修する科目の単位数は、第 1 項の履修登録単位数の上限、看護学科の 45 単位、栄養学科の 48 単位には含まないものとする。

(大学が認める特段の理由による欠席の取扱い)

第 10 条 大学が認める特段の理由による欠席とは、次表の欠席事由に該当し、かつ必要な手続きを行った者について、補講等の配慮を受けることができる欠席のことをいい、欠席を許可する日数は、次表のとおりとする。

欠席事由	提出期限	必要添付書類等	許可日数
災害、公共交通機関の障害	授業の場合は、原則 5 日以内、試験の場合は、指定された日時までに、欠席届を提出	・被災（罹災）証明書 ・事故証明書 ・遅延証明書	当該日のみ
忌引き		・会葬礼状のはがき等 ・保証人による証明書（要押印）	・配偶者 7 日以内 ・一親等（父母、子） 7 日以内 ・二親等（祖父母、兄弟姉妹） 3 日以内

感染症等による出席停止 (感染症とその出席停止期間は、別に定める。)		・ 医師の診断書 ・ 登校許可証明書 (感染症用) 等	医師の診断書により出席停止を必要とされた期間に限る。
その他教務委員会が認めた事由		欠席事由を証明できる書類等	欠席事由を証明できる書類等から判断できる期間に限る

(天候による休講措置)

第 11 条 天候による非常事態に伴う学生の休講措置の条件については、別に定める。

(先修条件)

第 12 条 履修に必要な条件として、あらかじめ単位を修得しておかなければならない科目を別に定める。

(試験)

第 13 条 履修した科目については、試験を行う。試験の詳細は、札幌保健医療大学試験規程に定める。

2 次の各号の一つに該当する者は、受験資格を有しないため、「失格」の取扱いとする。

(1) 授業料その他納付金が未納の者

(2) 授業出席時間数が、その授業実施時間数の 3 分の 2 未満の者

(成績評語)

第 14 条 単位は、学則第 25 条に基づいて授与され、その成績評語は「秀 (S) ・優 (A) ・良 (B) ・可 (C) ・不可 (D)」の 5 種をもって表示するものとする。

2 失格科目は「失格 (P)」、単位認定科目は「認定 (N)」、評定不能科目は「評定不能 (W)」と表示するものとする。

(進級要件)

第 15 条 進級要件は、別に定める。

(看護師国家試験受験資格の取得)

第 16 条 看護師の国家試験受験資格を取得しようとする者は、看護学科の課程を履修し、卒業に必要な単位 (129 単位) を取得しなければならない。

(保健師国家試験受験資格の取得)

第 17 条 保健師の国家試験受験資格を取得しようとする者は、卒業に必要な単位数の他に、公衆衛生看護学履修生のみが履修できる全ての授業科目 (「健康政策論 I」「健康政策論 II」「保健統計学 II」「公衆衛生看護支援論 I」「公衆衛生看護支援論 II」「公衆衛生看護対象論 I」「公衆衛生看護対象論 II」「公衆衛生看護展開論」「公衆衛生看護管理論」「公衆衛生看護実習 I」「公衆衛生看護実習 II」「公衆衛生看護実習 III」) を取得すること。なお、専門基礎科目及び専門科目の選択科目のうち、「疫学」「保健医療福祉行政論」「公衆衛生看護学概論」を修得し、合計 148 単位以上を修得しなければならない。

2 保健師国家試験受験資格取得のための履修希望者は、公衆衛生看護学履修生審査会で審査し、教授会にて学長が決定する。履修希望者は、次の各号の基準をすべて満たしていなければ申請することができない。

(1) 保健師への興味・関心及び学習意欲が認められること。

(2) 2 年次までの必修科目の全ての単位を修得していること。

(3) 2年次までの専門科目（必修）の全科目成績評価においてGPAが原則として2.5以上であること。

(4) 学業生活が全般に安定し、成業の見込みがあること。

(養護教諭二種免許の取得)

第18条 養護教諭二種免許を取得しようとする者は、保健師国家試験に合格し、保健師免許を取得していなければならない。

2 保健師国家試験受験資格に必要な科目のほかに養護教諭免許取得の申請に必要な科目のすべて

(「法と人権」「スポーツ科学と運動」「スポーツ理論」「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」「情報処理」「情報リテラシー」)を修得していなければならない。

(栄養士の取得)

第19条 栄養士の資格を取得しようとする者は、本学が別表1に定めた所定の科目について、必要な単位を修得しなければならない。

(管理栄養士国家試験受験資格の取得)

第20条 管理栄養士の国家試験受験資格を取得しようとする者は、本学が別表2に定めた所定の科目について、必要な単位を修得しなければならない。

(栄養教諭一種免許状の取得)

第21条 栄養教諭一種免許状の取得に関する規程は別に定める。

(食品衛生管理者及び食品衛生監視員の任用資格の取得)

第22条 食品衛生管理者及び食品衛生監視員の任用資格を取得しようとする者は、学則の定める栄養学科の卒業に必要な科目の単位を修得しなければならない。

2 前項に定める単位の中には「有機化学」の2単位を含まなければならない。

(単位認定の時期)

第23条 単位認定の時期は各開講学期末とする。したがって、単位認定の時期に在学していない者の単位認定は行わない。

2 各学期途中で休学又は退学した場合は、その開講学期に履修登録したすべての科目を評定不能の取扱いとする。

(卒業の認定)

第24条 学則第42条の規定に基づき、大学に4年以上在学し、所定の科目を履修し、看護学科においては129単位以上、栄養学科においては126単位以上を修得した者については、教授会を経て、学長が卒業を認定する。

2 学生の卒業時期は、学期末あるいは学年末とする。

(補則)

第25条 この規程に定めるほか、履修に関して必要な事項は、教授会を経て学長が別に定める。

(改廃)

第26条 この規程の改廃は、教授会を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2019 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2019 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、2021 年 4 月 1 日から施行する。

2 2021 年 3 月 31 日以前に入学した学生の第 3 条第 1 項第 2 号、第 9 条第 1 項、同条第 3 項、同条第 4 項、第 19 条、第 20 条及び第 24 条については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、2022 年 4 月 1 日から施行する。

2 2022 年 3 月 31 日以前に入学した学生については、なお従前の例による。